

独立行政法人酒類総合研究所 第4期中期計画

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行し、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、酒類に関する高度な分析・鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査及び情報提供等の業務を実施している。

第2期中期目標の期間（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、一層の効率的かつ効果的な運営を確保するとの観点から、非公務員型の独立行政法人に変更するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年11月27日に行政刷新会議が実施した事業仕分けの結果を踏まえ、事務及び事業の見直し等の措置を講じてきた。

第3期中期目標の期間（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）では、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においてクールジャパンの推進が国家戦略として位置付けられたこと及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する」とされたことを踏まえ、新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充として、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質確保の支援、酒類の専門知識等の国内外への普及・啓発の取組を実施することなどにより、酒類業の健全な発達に資する業務を強化してきたところである。

第4期中期目標の期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）においては、引き続き国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことを基本とし、適正課税及び適正表示の確保のため、国税局鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等の業務を確実に実施する。

また、「酒類業の健全な発達」を実現するため、酒類の品質及び安全性の確保、技術力の維持強化の支援、日本産酒類の輸出促進、地域振興の推進を目的とした各種業務を行う。得られた成果を最大限活用することにより、酒類産業の振興や地域との連携強化をより一層推進し、更に、これまで以上に関係機関との連携の推進や情報発信力の強化等を行うことにより、酒類に関するナショナルセンターとしての役割を強化する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

酒類総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めるという当該法人の目的を踏まえ、引き続き、高度な分析・鑑定、品質評価、研究・調査、成果の普及等独立行政法人として真に担うべき業務を実施するとともに、その質の向上を図る。

なお、研究開発業務の実施に当たっては、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策も踏ま

えつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究計画段階から国税庁と密接に連携して研究開発成果の最大化に向けて取り組む。得られた成果については、外部評価委員からの意見も活用し、自己評価を行う。

(1) 適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことを基本とし、税制改正や酒類業界における新商品の開発サイクルの短期化等にも対応した、適正課税のための取組を実施する。併せて、適正表示確保の観点からは、国税庁が定める酒類の表示の基準の適切な執行を支えるための取組を実施する。

イ 適正課税及び適正表示の確保のため、国税庁からの依頼を受けた試験、分析及び浮ひょうの校正等については、依頼された期間内に速やかに実施、報告する。また、必要な分析手法の開発を行う。

ロ 国税庁からの依頼に基づき、国税庁所定分析法の改良に協力するとともに、国税局鑑定官室で行う分析の精度技能試験を実施する。

酒類に関する分析法については、関連情報を収集するとともに、必要に応じて、「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」を改訂する。また、分析値の信頼性確保のため、技能試験の取組を拡充する。

ハ 酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、年間4件以上協力する。

ニ 法令等で定められている酒類の原材料表示、地理的表示等の表示の適正性の確保に資するため、酒類原料、醸造微生物及び製造工程が酒類成分に及ぼす影響について各種分析を行い判別手法等の開発・高度化及び分析・鑑定の理論的裏付けとなる研究・調査等を実施する。

(2) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類の品質及び安全性の確保は、「酒類業の健全な発達」の実現のために重要であることから、国税庁及び関係機関と連携して取り組む。

イ 国税庁において、「酒類の地理的表示に関する表示基準」が改正されたことから、産地における酒類の特性を維持するための管理を支援するなど当該制度の適切な運用のための取組を実施する。

ロ 酒類業界等が主催する鑑評会等の品質評価業務については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査員の派遣、後援など必要に応じて支援を行う。

ハ 酒類の製造等に従事する者に対する酒類の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。

ニ 酒類の安全性を確保するため、酒類の微生物汚染に関するリスクの把握及びリスク管理方法の開発並びに酒類中に含まれる可能性のある有害物質の検出法の確立、実態把握及び低減化に関する研究を実施し、第4期中期目標期間中に研究成果等を定期的に国税庁へ情報提供するとともに、消費者等への情報を発信する。

なお、新たに酒類の安全性に関わる重大な問題が明らかになった場合は、優先して取り組む。

ホ 酒類の品質及び安全性を確保するため、国税庁からの依頼を受けた分析等については、依頼された期間内に速やかに実施、報告する。

(3) 技術力の維持強化の支援

日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類製造者の技術力の維持強化の支援のため、公設試験研究機関や製造関係者等の要望を幅広く踏まえつつ、研究開発、鑑評会、講習等の各種取組を実施する。

イ 特徴ある製品開発等に向けての技術力の強化を支援するため、酒類及び酒類原料の各種成分並びに特性の解析技術の高度化、各種醸造用微生物及び原料の特性の把握、特徴的な醸造用微生物の育種等を行い、その成果を広く普及するとともに、酒類製造者による活用を目指す。また、要望に応じ、醸造微生物の保存を実施する。

ロ 意欲のある醸造技術者を育成するため、酒類醸造講習を関係業界団体との共催により実施する。実施にあたっては、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成の観点とともに、業界ニーズも踏まえつつ、酒類総研の最新の成果を取り入れるなど内容を充実して、清酒、本格焼酎、ビール及びワインのコース並びに短期専門コースを開催する。

ハ 酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、業界ニーズを踏まえつつ、鑑評会を関係業界団体との共催により実施する。審査方法及び審査基準の公開、品質確保に資する理化学分析の実施、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

また、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、共催相手の意向に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。

さらに、酒類業界等からの要請等を考慮して受託品質評価を行う。

(4) 日本産酒類の輸出促進

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指すこととされており、日本産酒類の輸出促進のため、研究開発、日本産酒類の特性及び魅力の発信等の各種取組を実施する。

イ 輸出酒類の品質劣化の抑制を目的とした研究及びその成果の普及を実施する。

ロ 福島第一原子力発電所の事故を受け、依然として輸入規制を継続している国があることを鑑み、輸出酒類の放射性物質の分析を国税庁と連携して実施する。

ハ 台湾向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインに関する受託分析及び証明書等の発行については、関連情報の収集に努め、適切に実施することとし、受付日から20業務日以内に結果を通知する。

ニ 日本産酒類の安全性、特性や魅力を幅広く発信するため、日本酒ラベルの用語事典、お酒のはなし、日本酒を紹介するリーフレット等の外国語版の活用促進及び英語版ホームページの充実等の取組を実施する。

ホ 日本産酒類の魅力や正しい知識の海外への発信力を強化する観点から、海外の酒類教育機関等への協力、海外の酒類コンクールへの審査員の派遣や輸出セミナー等への講師の派遣など、コアとなる人材の育成のための取組を実施する。

ヘ 日本産酒類に係る英語表現の標準化に向けた取組を推進する。

ト 平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）のうち日本産酒類の競争力強化・海外展開推進を図るため、酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験等に活用する。

(5) 地域振興の推進

イ 地域の酒類原料及び醸造微生物の開発の支援、酒類及び酒類原料の地域特性に関する研究、日本ワインの品質向上に関する研究など地域ブランド確立に資する研究を実施し、地域の取組を支援する。

ロ 地域の要望も踏まえ公設試験研究機関、大学、業界団体等との交流や連携を積極的に行う。また、国税局鑑定官室と連携して公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換を行い、得られた課題等のうち、酒類総研が実施すべきものについては業務に反映させ、確実に実施する。

ハ 公設試験研究機関等と連携し、セミナーの共催実施、講師派遣など地域ブランド確立を支援する取組を実施する。

ニ 地方創生の観点から、東京事務所の広島移転による地域の活性化に積極的に貢献する。

(6) 関係機関との連携の推進

酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、産学官の連携及び協力を強化・促進するため、国、公設試験研究機関、大学、民間等の関係機関との研究交流を積極的に行い、共同研究の実施など関係機関と連携した取組を充実することにより、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めるよう取り組む。

イ 民間機関等との共同研究を積極的に進め、年 30 件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

ロ 博士課程修了者（ポストドクター）及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者または研修員を受け入れる。

ハ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるという観点から産学官連携の交流会、フォーラム等に積極的に参加するとともに、講師を派遣し連携を推進するほか成果の普及を図る。

ニ 保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から 10 業務日以内に処理する。

ホ 日本醸造学会など関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年 15 件以上行い、社会への知的貢献を行う。

ヘ 海外酒類教育機関、国際機関との連携を推進する。

(7) 情報発信・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する専門知識等の内外への普及・啓発を図っていくため、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理し、講演会の開催やインターネット等の各種媒体を通じた情報提供等を行う。

イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で年間 60 件以上発表するとともに、

中期目標の期間内に 120 報以上（うち、英文による論文は 65 報以上）の論文（査読済み論文及び酒類総研報告の原報とする。）を学術雑誌等に公表する。また、特許については、職務発明の内容等を精査した上で、費用等も考慮して必要と判断したものについて出願する。なお、酒類産業の振興につながる知見、技術については、国税庁と連携して酒類業界等への普及を図る。

- ロ 研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年 1 回発行する。また、酒類総研の成果、情報等を消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年 2 回発行するとともに、ホームページにより公開する。
- ハ 行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理して冊子やインターネット等の各種媒体を通じて情報を提供する。また、消費者等を対象として、酒類に関する知識等を広く普及するための取組を実施する。
- ニ 研究所講演会を年 1 回開催し、酒類総研の最新の成果を発表する。
また、ホームページの充実を図ることなどにより、酒類総研の取組についての積極的な広報に取り組む。
- ホ 国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。
- ヘ 消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、原則として翌業務日以内に処理する。
- ト 施設の見学を受け入れるとともに、広島中央サイエンスパークの施設公開に参加することなどにより、国民が科学技術に親しみ、酒類に関する関心と理解を深める機会を提供する。
- チ 公設試験研究機関、民間等からの受託分析等については、酒類総研が開発した手法によるものや高い分析精度が求められるものなど酒類総研で直接実施する必要があるものについて実施する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改革

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)等に準じ、ICT の活用による業務・システムの最適化や業務実施体制の見直し、情報提供の充実化などの業務改革に取り組む。

また、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監理委員会)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果、酒類総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間事業者等への委託を行うことにより業務改善を図る。

(2) 経費の削減

業務運営の一層の効率化により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等を含む。）を除く。）の削減に努めることとし、前年度予算額に対して毎年度 0.5%以上の削減を行う。

(3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大

臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手段による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付総管査第284号)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することを通じて、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、立地条件も配慮しながら、共同調達の拡大等に向け、引き続き検討を行う。

(4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

(5) 組織再編

東京事務所は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政府関係機関の地方移転として、東広島市からの移転提案を受け、「政府関係機関の地方移転について」に基づき、平成27年7月10日に広島事務所内に移転の上、廃止した。

事務所統合による業務の集約化を踏まえ、可能な限り早期に組織再編を行い、業務整理及び組織合理化を図るため、業務を統括する部門を明確化するとともに、「地域振興の推進」や「情報発信」など重点化する業務に対応するための組織・担当を設ける。

なお、広島移転に係る政策の効果については地域活性化につながる取組を総合的に判断し、また、事務所統合に伴うコスト削減の効果については業務経費及び一般管理費の実績を指標として、それぞれ検証する。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入の確保等

手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行う。

なお、新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化するほか、共催で実施する業務のうち赤字のものについては、その解消に向けて取り組むこととし、共催相手との調整を行った上で、第4期中期目標の期間中に、今後の業務のあり方についての結論を得る。

特許権については、開放特許情報データベース等の技術移転活動を活用するとともに、積極的な広報による普及を図り、特許契約の確保に努める。また、特許権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。

(2) 保有資産の管理

イ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

ロ 研究施設・機器等については、計画的に整備するとともに、所有する研究施設・機器等のうち供用可能なものについては、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用する。

(3) 運営費交付金の会計処理

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

(4) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

財務に関して定める予算、収支計画及び資金計画は、予算【別表1】、収支計画【別表2】及び資金計画【別表3】とする。

(5) 短期借入金の限度額

運営費交付金等の入金が遅延、予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給その他不測の事態により資金の不足が想定される場合は、限度額を300百万円として短期借入金を借り入れることができる。

(6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

(7) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

(8) 剰余金の使途

剰余金は、研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

イ 業務資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、効率的かつ効果的な運営が図られるよう、理事長のトップマネジメントの下、内部統制についても更に充実・強化を図る。

ロ 内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメント及び内部監査を適切に実施するとともに、その結果を業務運営に適切に反映させる。

ハ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的

確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。その際、外部有識者による助言を受けること等により、客観的で透明性を確保した運営を行う。

ニ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針等を踏まえて策定した情報セキュリティに関する規程に従い、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムの安全性の確保及び信頼性の向上のためのリスク管理を行う。

ホ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。また、研究及び調査については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)に沿って外部評価を実施する。

ヘ 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

ト 東京事務所の広島事務所内への移転による組織再編に伴う内部統制の機能強化については、再編後の業務運営の実態を踏まえて検証する。

(2) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の改修は計画的に実施する。

(3) 人事に関する計画

イ 方針

業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員数の抑制に努めるとともに、酒類総研の人材活用等に関する方針に基づき、女性・若手研究者の活用を促進するとともに、研修等を通じた人材育成及び職員に対する適切な業績評価の推進を図る。

ロ 人員に係る指標

期末の常勤職員数を43人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。

(参考) 前期末の常勤職員数 43人

(4) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生に対する所内研修の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(5) 積立金の処分に関する計画

第3期中期目標の期間からの繰越積立金は、第1期中期目標の期間中に自己収入財源で取得し、第4期中期目標の期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却及び除却に要する費用に充当する。

【別表 1】

平成 28 年度～平成 32 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5, 2 3 5
受託収入	1 0 0
その他収入	2 4 7
計	5, 5 8 2
支 出	
業務経費	2, 0 5 3
一般管理費	1, 1 6 1
人件費	2, 2 6 8
受託費用	1 0 0
計	5, 5 8 2

(注) 1 各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

2 運営費交付金収入及び業務経費には、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により措置された酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験等に係る事業費が含まれている。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、常勤役職員の人件費の見込額 1,785 百万円に退職手当等を含んだ額である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 28 年度の運営費交付金については、平成 27 年度予算額に対して、①業務経費 99.5%、②一般管理費 99.5%、③人件費 100%、④自己収入及び⑤人件費（退職手当）は過年度の実績を踏まえ所要額の見積金額として、①、②、③及び⑤の合計から④を差し引いた金額とする。

平成 29 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$\text{運営費交付金額 (G)} = A(y-1) \times \alpha \times \delta + B(y-1) \times \beta \times \gamma \times \delta - C(y-1) \times \varepsilon + S + T + U + X$$

(注記)

A：一般管理費

B：業務経費

C：自己収入

S：人件費の合計（法定福利費（T）を除く。）

T：人件費のうち法定福利費に係るものの合計

U：退職手当

X：特殊要因

法令改正に伴い必要となる措置及び事故の発生等の事由により特定の年度に一時的に発生する

資金需要について必要に応じて計上する。

α : 一般管理費に対する効率化係数

前年度予算額に対して 0.5% の削減を見込んでいる。

β : 業務経費に対する効率化係数

前年度予算額に対して 0.5% の削減を見込んでいる。

γ : 政策係数

収支計画は 1.00 として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、研究の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズや新たな研究業務等への対応の必要性を勘案して別途費用計上して政策係数として反映させる。

δ : 物価指数

収支計画は 1.00 として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、前年度における実績値を使用する。

ε : 自己収入調整係数

収支計画は 1.00 として計上する。

$(y-1)$: 前年度を示す。

【別表 2】

平成 28 年度～平成 32 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	5, 6 6 0
経常経費	5, 6 6 0
業務経費	1, 7 5 3
一般管理費	1, 0 1 6
減価償却費	5 2 3
人件費	2, 2 6 8
受託費用	1 0 0
財務費用	0
臨時損失	0
収入の部	5, 6 6 0
運営費交付金収入	4, 7 9 0
受託収入	1 0 0
その他収入	2 4 7
寄附金収入	0
資産見返負債戻入	5 2 3
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

(注) 各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表 3】

平成 28 年度～平成 32 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	5, 5 8 2
業務活動による支出	5, 1 3 7
投資活動による支出	4 4 5
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5, 5 8 2
業務活動による収入	5, 5 8 2
運営費交付金収入	5, 2 3 5
受託収入	1 0 0
その他収入	2 4 7
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

(注) 各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。